

## 36 「消費者庁，国民生活センター等」の徳島移転について

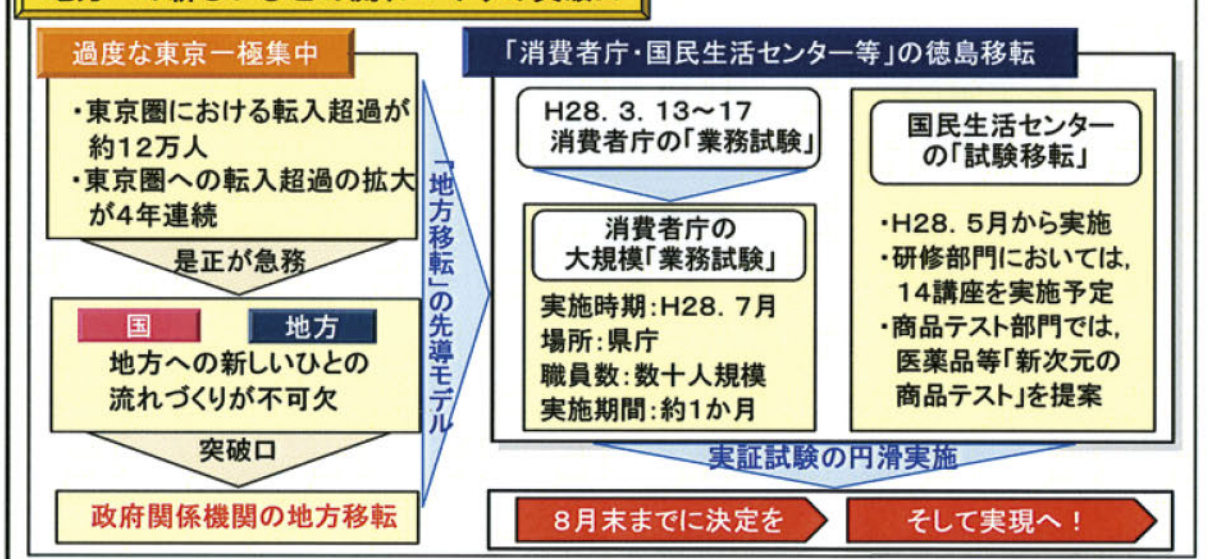
主管省庁（内閣官房，内閣府，消費者庁）

### 【現状と課題】

#### 直面する課題

- 過度な東京一極集中の進行に何としても歯止めをかけ，「地方創生，ひいては日本創成」の実現へと，国と地方を挙げて，「政府関係機関の地方移転」に全力で取り組むことが不可欠である。
- 本年3月に国から示された「政府関係機関移転基本方針」において，「消費者庁，国民生活センター等の徳島移転」が，「地方創生に資する意義が認められる」という趣旨によりしっかりと明記され，現在進められているICTの活用等による試行等を行い，移転に向けて8月末までに結論を得ることを目指すとされた。
- 本年3月には，消費者庁長官をはじめとする消費者庁職員による1週間の「業務試験」が実施されるとともに，5月からは国民生活センターの商品テストや教育研修部門の「試験移転」が開始されている。
- 来る7月には，数十人規模の消費者庁職員による約1か月間に及ぶ「大規模な業務試験」が予定されている。
- 「政府関係機関の地方移転」の先導モデルとして，「消費者庁，消費者委員会，国民生活センター」の徳島移転を一日も早く決定し，実現へと結び付けていくことが重要である。

#### 地方への新しいひとの流れづくりの突破口



### 【政権与党の政策方針】

《まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)》(P43)

- ◇ 政府関係機関の地方移転（抜粋）
  - ・ 東京一極集中を是正するため，道府県からの条件整備の案を付した機関誘致の提案を受け，必要性や効果につき検証した上で，移転すべき機関を決定し，実施する。

《政府関係機関移転基本方針》(P21)

- ◇ 消費者庁等の移転について（抜粋）
  - ・ 施策・事業の執行に関する業務について，現在進められているICTの活用等による試行等を行い，移転に向けて8月末までに結論を得ることを目指す。

県担当課名 生活安全課，消費者行政推進課，安全衛生課，地方創生推進課  
関係法令等 まち・ひと・しごと創生法

## 【課題解決への方向性と処方箋】

### 方向性（処方箋）

- 消費者庁の「業務試験」や国民生活センターの「試験移転」を踏まえ、国が予定としている8月末までには、一日も早く徳島移転を決定し、実現させることが重要である。

### 「消費者庁、国民生活センター等」の徳島移転への実践！

#### なぜ徳島なのか



①消費者行政改革への提言



②多数の消費者問題人材育成



③全国屈指の光ブロードバンド環境

「消費者目線・現場主義」で！

強みを活かして

#### 万全な受入体制

##### 挙県一致で



H28. 2. 12  
「消費者庁・国民生活センター等」  
徳島誘致協議会 発足！

##### 関西広域連合・関西経済界

H28. 2. 2  
中央省庁の関西への移転に  
関する要請

##### 四国知事会

H28. 1. 8  
「政府関係機関の四国移転」の  
実現に関する要請

#### 移転実現への実践



H28. 3. 13~17  
消費者庁の「業務試験」

##### 新次元の商品テスト



徳島県工業技術センター  
H28. 5~  
国民生活センターの「試験移転」

全国初の実証試験へ

《~H28. 8月末》徳島移転の一日も早い決定を！！

徳島移転の早期実現！

企業の本社機能の地方移転

「地方創生」から「日本創成」へ

平成29年度政府予算編成に向けて

## 【徳島発の政策提言】

### 具体的内容

**提言 「政府関係機関の地方移転」のモデルとなる  
「消費者庁、国民生活センター等」の徳島移転の早期実現**

地方への新しいひとの流れを生み出すため、全国モデルとして、「消費者庁・国民生活センター等」の徳島移転を一日も早く決定し、実現させること。

### 将来像

地方へのひとの流れが活発になり、地域経済の活性化を実現し、  
「地方創生」ひいては「日本創成」へ！

# 37 徳島県を実証フィールドとした新次元の消費者行政の展開について

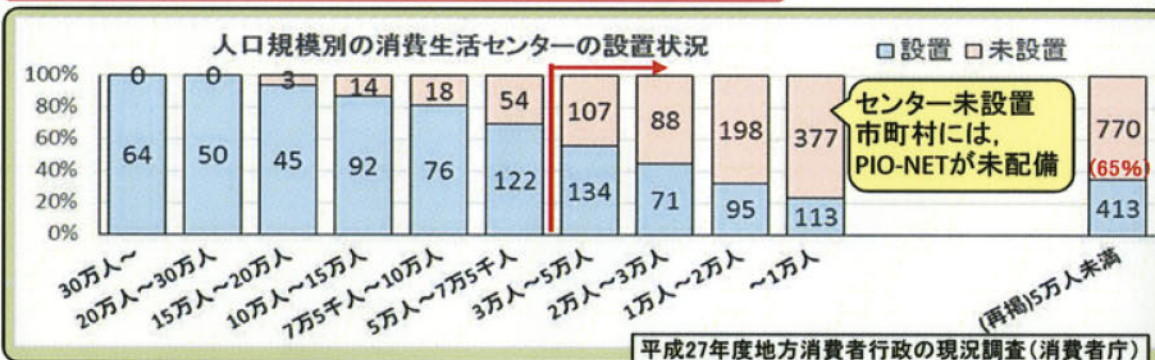
主管省庁（内閣官房，内閣府，消費者庁）

## 【現状と課題】

### 直面する課題

- 全国35都府県では、地方消費者行政強化作戦が目標とする人口5万人未満の自治体の消費生活センター未設置の解消率が50%を下回っている。
- 消費生活センターの設置を見送る自治体の大部分を、人口1万人未満の町村が占めており、住民は質の高い相談や救済を受ける機会が少ない。
- 廃棄食品の不正転売事案やブランド鶏の食材偽装事案などを受け、食品表示に対する消費者の信頼が損なわれている。
- 行政機関による監視指導体制のみでは、広く流通する食品の隅々まで監視指導が行き届かない。

### 1 質の高い消費生活相談・救済が受けられる体制が不足



### 2 食品に対する不安が増大



## 【政権与党の政策方針】

### 《平成28年度国予算の内容》

- ◇ 地方消費者行政推進交付金 3,000百万円
- ◇ 国民生活センター運営交付金 2,859百万円
- ◇ 食品表示対策の推進 193百万円

### 《まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)》

- ◇ ICTの利活用を医療・教育・雇用・行政・農業・防災など幅広い分野で推進(P29)
- ◇ 安全・安心な国産農林水産物・食品の選択に資する消費者との連携強化(P38)
- ◇ 政府関係機関の地方移転(P43)

県担当課名 生活安全課，安全衛生課  
関係法令等 消費者安全法，食品表示法

## 【課題解決への方向性と処方箋】

### 方向性（処方箋）

- 消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）を踏まえ、どこに住んでいても質の高い消費生活相談や救済を受けられ、安全・安心が確保される「地域の相談体制の整備」が重要である。
- 最新の消費者問題を拾い上げ、迅速かつ適切に対処していくため、通信技術の発展に対応したPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)の活用方法を進化させていくことが重要である。
- 消費者と行政が一体となった食品表示の監視協力体制を構築することが重要である。
- 施策の実効性を確保するためには、消費者目線・現場主義に立った政策立案が必要、本年7月の消費者庁の業務試験の際、徳島県を実証フィールドとして活用することが可能である。

### 本県独自の取組

#### ○ どこに住んでいても受けられる相談体制

- ・ 県の消費者情報センターで消費生活相談にも携わる相談員を市町村支援員として未設置町村に派遣し、相談の質を向上
- ・ 消費相談対応マニュアル「見守り手帳」を「くらしのサポーター（390人+14団体）」や「消費生活コーディネーター（37人）」等に配布し、地域の消費生活相談をコンビニ化



#### ○ 消費者目線による食品表示監視協力体制

- ・ 食品表示ウォッチャー（県消費者協会会員により構成）80名による監視協力により適正表示率が向上（報告年間約6千件、報告による適正表示率：H14年度80%→H26年度99%）

消費者目線がポイントだよね！



一億総活躍社会の実現に向けて

## 【徳島発の政策提言】

### 具体的内容

#### 提言① 消費生活相談体制の強化

- ・ 小規模自治体の消費生活センター未設置の解消を促進するため、自治体の消費生活行政窓口 PIO-NETのお試し配置を行い、消費者問題の見える化による設置の重要性の普及啓発を図ること。
- ・ 自治体の広域連携による消費生活相談体制を確立するため、本県が誇る全国屈指の光ブロードバンド環境を実証フィールドとして、モバイル通信技術に対応するPIO-NETの活用方法を構築していくこと。

#### 提言② 消費者と一体となった監視協力体制の構築

- ・ 本県における先駆的な取組を実証フィールドとして活用し、全国に先駆け設置している「食品表示ウォッチャー」等による消費者目線での監視協力体制を制度化すること。

### 将来像

消費者権利の尊重・自立により、国民生活が安定・向上！



## 38 「二地域居住」の促進について

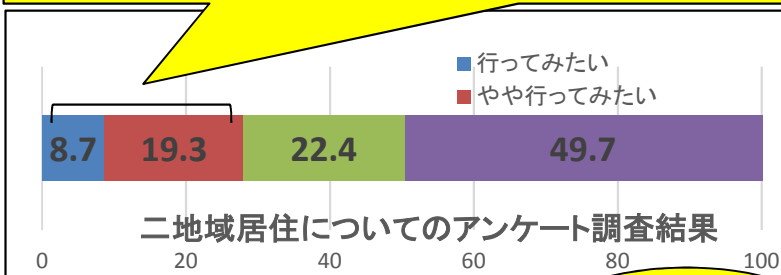
主管省庁（内閣官房，内閣府，財務省，総務省自治行政局，自治財政局  
文部科学省初等中等教育局）

### 【現状と課題】

#### 直面する課題

- 東京一極集中を是正し，地方創生を実現するためには，あらゆる政策を集中させ，若者から高齢者までの「地方回帰」を図ることが求められている。
- 学生や単身赴任者だけではなく，既に，平日は都会で働き、週末は自然環境に恵まれた農村で過ごすなど，多様なライフスタイルの居住者が存在しており，地方回帰を進め，人が環流し地域の魅力を高める手法として，「二地域居住」が，重要なツールとなる。
- 「二地域居住」を促進するためには，居住希望者に向けて，受け入れ市町村における環境整備を促進する制度設計を進めることが急務となる。
- また，教育面においては，二地域居住のライフスタイルに対応し，人口減少社会において地域の活力を取り戻すために，これからの地方創生を担っていく多面的な考え方のできる人材の育成が急務である。

### 東京都在住者のうち，二地域居住希望者 およそ「3割」！



東京在住者の今後の移住に関する意向調査（H26内閣府）

【調査手法】

- ・インターネット調査
- ・東京都在住18～69歳男女 1,200人
- ・平成26年8月実施

#### 詳細分析

- 二地域居住に積極的な60代男女に比べ，「10～30代」は低調（3割未満）
- 一方で，若い世代（10～30代）が移住を進めるにあたって，重視すべき点に，「子育てのしやすさ」を挙げている。

およそ45%！  
が希望あり

10・20代女性の  
48.2%が，  
「子育てのしやすさ」を重視！

都市従事者の潜在的な「二地域居住」の希望に応えるとともに，若い世代のニーズを喚起するために…

- 市町村が「二地域居住」に取り組むための制度設計の必要性
- 二地域居住に見合う教育制度を創設すべき

### 【政権与党の政策方針】

《まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)》 (P46)

- ◇ 地方移住の推進
  - ・ 地方居住の本格推進（都市農村交流，「お試し居住」を含む「二地域居住」の本格推進）

《自由民主党 政策集2014 J-ファイル》 (P29, No.104) (P33, No.124)

- ◇ 『地方に「しごと」と「ひと」を呼び込む政策』の実行
  - ・ 企業の地方への移転や地方への人材還流システムの構築

《公明党 マニフェスト2014》 (P10, No.7-③) (P11, No.7-④, No.7-⑥)

- ◇ 魅力ある地域づくり
  - ・ 都市部から地方への移住促進

県担当課名 地方創生推進課，地域振興課，市町村課，教育創生課，学校教育課，教職員課  
関係法令等 住民基本台帳法，地方交付税法，学校教育法施行令，学校教育法施行規則，  
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

## 【課題解決への方向性と処方箋】

### 方向性（処方箋）

- 二地域居住を促進するため、市町村が住民票登録のない「週末等のみの居住者」へ各種サービスが提供できるよう、二地域居住者の「居所」(※)登録制度を創設し、市町村が二地域居住者を把握できる仕組み作りの必要がある。
- 二地域居住者に行政サービスを行う市町村に対して、財政支援を行うことで、二地域居住者に対するサービスの向上を図る。
- 地方と都市、双方のよさを体験・学ぶことができ、二地域居住にも対応した「新しい学校のかたち」を設けるべきである。

(※)民法23条に「居所」に関する規定あり

### 二地域居住の本格推進



### 一億総活躍社会の実現に向けて

## 【徳島発の政策提言】

### 具体的内容

#### 提言① 二地域居住・移住の「地方回帰」を促進するための「居所登録」制度の創設

- ・ 二地域居住を促進するため、二地域居住者が、居住市町村から様々なサービスを受けることができる「居所登録」制度を創設すること。  
※ サービス例：各種行政サービスの代行窓口、防災訓練等への参加資格や各種証明書の交付、消防団や町内会への参画等。
- ・ 国は、二地域居住への市町村の取組みを促進するため、二地域居住者への行政サービスに対して、特別交付税措置を行うこと。  
※ 東日本大震災の際、被災者受入自治体に対して、「標準額×受入被災者数」の特別交付税を措置する事例有り。

#### 提言② 地方と都市の学校を結ぶ「新しい学校のかたち」を創設

- ・ 地方と都市の双方のよさを教育活動に取り入れることができるように、地方と都市の2つの学校が1つの学校として教育活動を展開することのできる「デュアルスクール」を創設すること。
- ・ 具体的には、住所地の学校をベース校(主籍校)、もう1校をサテライト校(副籍校)として、転校の手続なしに双方の学習活動を認めること。
- ・ デュアルスクールに参加する児童生徒のため、学校間のコーディネート及び学級設置に必要な教員配置について、財政措置を行うこと。

### 将来像

地方への新しいひとの流れをつくり、地方創生を実現！

## 39 過疎地域等の人材不足分野での再就職訓練の推進について

主管省庁（内閣官房，内閣府，厚生労働省職業能力開発局）

### 【現状と課題】

#### 直面する課題

- 我が国が少子高齢化に伴う人口減少に直面する中，日本経済を持続的な成長軌道に乗せていくためには，職業訓練などにより多様な人材ひとりひとりの能力を高め，労働生産性を高めていく取り組みが必要である。特に再就職に向けて，職業能力の開発を希望する離職者には，多様な職業訓練の受講機会を確保することが重要である。
- 本県では，「離職者等再就職訓練事業」を活用し，テクノスクール（職業能力開発校）において，離職者・求職者を対象とした職業訓練を民間訓練機関に委託しているが，人口が減少し，高齢化が進んでいる過疎地域といった受講者規模の小さい地域では，特に介護分野の受講者が集まりづらい状況にある。
- 委託訓練を実施するにあたっては，受講者が少なくなるほど，人件費や会場費など固定費の占めるウエイトが大きくなり，受講者一人あたりの経費が高くなることから，民間訓練機関が訓練を中止する事例が生じている。

#### 過疎地（県南・県西部）における委託訓練の実施



#### 徳島県内における介護関連職業の求人状況



### 【政権与党の政策方針】

#### 《平成28年度国予算の内容》

◇ 未来を支える人材力の推進 249億円

・ 地方創生に向けた取組みの推進 60億円

#### 《まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)》(P43)

◇ 企業の地方拠点強化，企業等における地方採用・就労の拡大

#### 《自由民主党 政策集2014 J-ファイル》(P32, No. 118) (P64, No. 254)

◇ 地域経済の発展につながる人材の育成・確保

・ 地域経済を支える人材の確保・育成を推進

◇ 地域の創意工夫を活かした「ひと」作りの推進

・ 地方自治体が実施する人材育成について創意工夫を活かした取組みを支援

県担当課名 産業人材育成センター

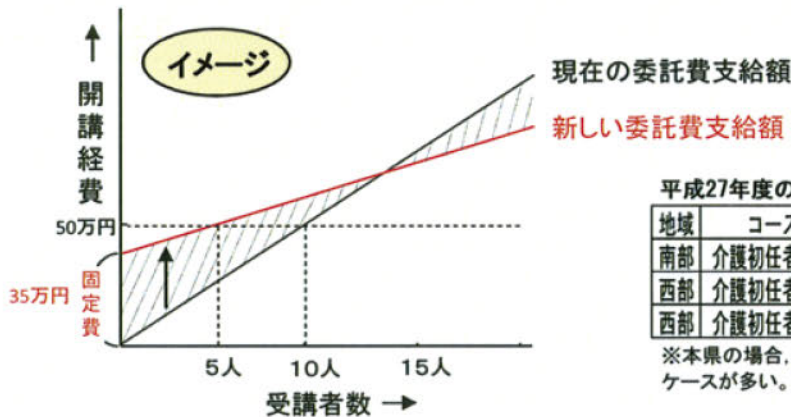
関係法令等 雇用保険法（能力開発事業），職業能力開発促進法

## 【課題解決への方向性と処方箋】

### 方向性（処方箋）

- 過疎地域をはじめとした受講者規模の小さい地域における、離職者等の職業能力開発及び地域の雇用ニーズに応じた就職促進を支援するため、人材不足分野の職業訓練科目については、離職者等再就職訓練事業の訓練実施経費の仕組みを見直し、受講者が少人数でも委託訓練が実施できるようにする必要がある。

### 過疎地域等で少人数でも開講できる固定費を勘案する仕組み



平成27年度の中止になった事例

地域	コース名	定員	応募者数
南部	介護初任者研修科	15	4
西部	介護初任者研修科	15	4
西部	介護初任者研修科	15	5

※本県の場合、10名以下だと中止になるケースが多い。

- 民間訓練機関が介護初任者研修科の開講可能ラインを50万円とする場合
- ・ 過疎地域等で、固定費を勘案する仕組みにすると、5人程度で開催可能。  
委託費＝固定費35万円＋受講者数5人×3万円＝50万円
  - ・ 従来の仕組みでは、10人でないと開催できない。  
委託費＝受講者数10人×5万円＝50万円

平成29年度政府予算編成に向けて

## 【徳島発の政策提言】

### 具体的内容

### 提言 離職者等再就職訓練事業における訓練実施経費の算定方法の見直し

- ・ 多人数の受講者が見込めない過疎地域等において、介護職をはじめとした人材不足分野の委託訓練について、少人数でも訓練実施が可能となるよう訓練実施経費の算定方法の見直しをすること。

### 将来像

人手不足分野を抱える地域の安定的な人材確保  
特に介護関連分野では日本版CCRCの推進に貢献



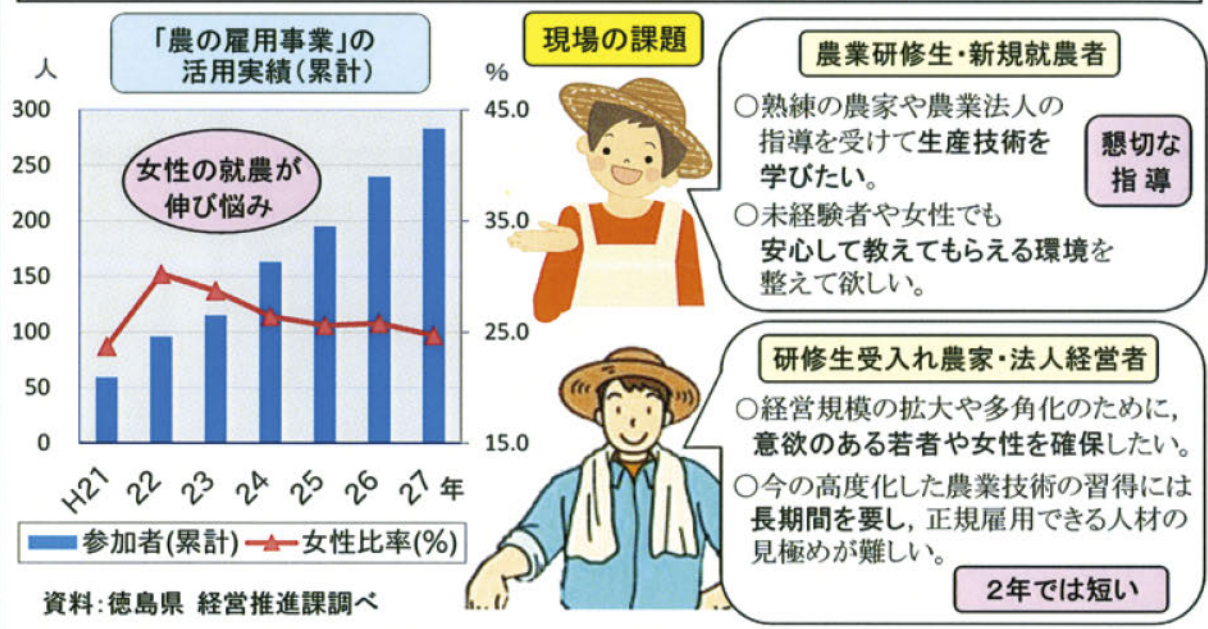
## 40 農業の成長産業化を担う人材の育成・確保について

主管省庁（内閣官房，内閣府，農林水産省経営局）

### 【現状と課題】

#### 直面する課題

- 本県では，青年就農給付金制度の開始以降，年間100名程度の若者が就農しているものの，今後，TPPの発効を受けた輸入農産物との競争激化による国産農産物の価格低下等によって，経営環境が悪化し，農業への就業者の確保が困難になることが懸念される。
- 将来にわたって地域農業を維持していくには，年齢・性別を問わず，多くの新規就農者を継続して育成・確保していくことが重要だが，女性の就農が伸び悩んでいる。
- 人材の育成・確保には，農業法人等による雇用の促進も有効であるが，雇用リスクや人材育成の負担から，正規雇用に踏み切れない農業経営体が多い。



### 【政権与党の政策方針】

#### 《平成28年度国予算の内容》

- ◇ 新規就農・経営継承総合支援事業 193億円
  - ・ 就農意欲の喚起と就農後の定着に向けた支援

#### 《まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015年改訂版)》(P40)

- ◇ 地方への人材環流，地方での人材育成，地方の雇用対策
  - ・ 若者人材等の還流及び育成・定着支援
  - ・ 新規就農・就業者への総合的支援

#### 《総合的なTPP関連政策大綱》(P7)

- ◇ 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
  - ・ 今後の農業界を牽引する担い手を育成・支援することにより，人材力強化を進め，力強く持続可能な農業構造を実現

県担当課名 農林水産総合技術支援センター経営推進課  
 関係法令等 農業経営基盤強化促進法

## 【課題解決への方向性と処方箋】

### 方向性（処方箋）

- 多くの人を農村地域に受け入れ、現場での農業体験やフィールドでの実習など実体験を通じた農業・農村への理解を深め、就農意欲に結びつける必要がある。
- 経営が不安定な新規就農者の就業直後のリスクを軽減するには、支援制度の活用とあわせて、優れた農業経営を行い担い手育成にも熱心な指導農業士を一層活用することが有効である。
- 農業への就業促進には、就農に意欲を持つ若者や女性が働きやすい環境を整備するとともに、農業法人の雇用リスクの軽減や人材育成期間の負担軽減を図る必要がある。

### 徳島県の農業人材の育成・確保の取組み



明治大学との連携協定に基づくフィールド研究受入れ



指導農業士がマンツーマンで技術指導を行う農業チューター制度



短期雇用（1年未満）を通じたトライアル研修



研修用ハウスによる新規就農希望者への実践研修（海部きゅうり塾）

### 平成29年度政府予算編成に向けて

## 【徳島発の政策提言】

### 具体的内容

#### 提言① 人を農業現場に呼び込み、就農に繋げる実習制度の創設

- ・ 多様な人材を確保するため、大学等との協定に基づくフィールド研究等を通じ、就農意欲の喚起に取り組む自治体を支援する制度を創設すること。

#### 提言② 新規就農者の定着支援

- ・ 新規就農者の早期自立を促進するため、指導農業士等を研修機関として認定し実践研修を支援する「農業チューター支援制度（仮称）」を創設すること。

#### 提言③ 就業の受け皿となる農業法人等の人材育成支援

- ・ 農業への適性を見極め、円滑な就業を促進するため、農業法人等への短期間の雇用を通じたトライアル研修制度を創設すること。
- ・ 高度な技術を持つ人材を育てるため、「農の雇用事業（雇用就農者育成）」の支援対象期間を経営内容（長期間栽培する施設園芸や6次産業）に応じて延長（現行2年 → 3～4年）すること。
- ・ 就農を希望する女性の就業環境の充実を図るため、女性を受け入れる農業法人等が実施する就業環境の整備を支援する制度を創設すること。（例えば、「農の雇用事業」の単価に「掛かり増し経費」を上乗せするなど）

### 将来像

意欲と熱意がある人々の農業への就業拡大による  
農業の成長産業化を実現